



ふじよしだ 議会だより

3月定例会 予算特別委員会

<https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/site/gikai/>

第173号

6月定例会開催予定

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
	招集告示					
7	8	9	10	11	12	13
				本会議 (開会) 14:00		
14	15	16	17	18	19	20
				本会議 (一般質問) 13:00	本会議 (一般質問) 13:00	
21	22	23	24	25	26	27
	常任委員会 (総務経済) 10:00	常任委員会 (文教厚生) 10:00	常任委員会 (建設水道) 10:00		本会議 (閉会) 14:00	
28	29	30	1	2	3	4

本会議・常任委員会を傍聴しませんか！！

本会議・常任委員会を傍聴することができます。日程は左表にてご確認ください。なお、議会運営上、開会時間を過ぎる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

●傍聴受付：いずれも開始15分前より受付

本会議 当日、議場傍聴席入口にて受付。

常任委員会 当日、本庁2階議会事務局にて受付。常任委員会開催場所は、本庁3階大委員会室。

※詳細は議会事務局までお問合せください。

☎0555-22-0612

1月臨時会

議案第1号

令和7年度富士吉田市一般会計
補正予算(第9号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ18億164万7千円を追加し、総額を395億3692万2千円とするもの。

歳入では、指定寄附金10億円、地方創生臨時交付金5億3151万1千円、物価高対応子育て応援手当国庫補助金1億3525万9千円等を増額し、財政調整基金繰入金3億1275万2千円を減額するものであり、歳出では、ふるさと寄附推進事業費5億円、ふるさと振興基金積立金5億円、市民へ感謝のチケット事業費4億9488万5千円、富士吉田市物価高対応子育て応援手当事業費2億6695万9千円等を増額するもの。

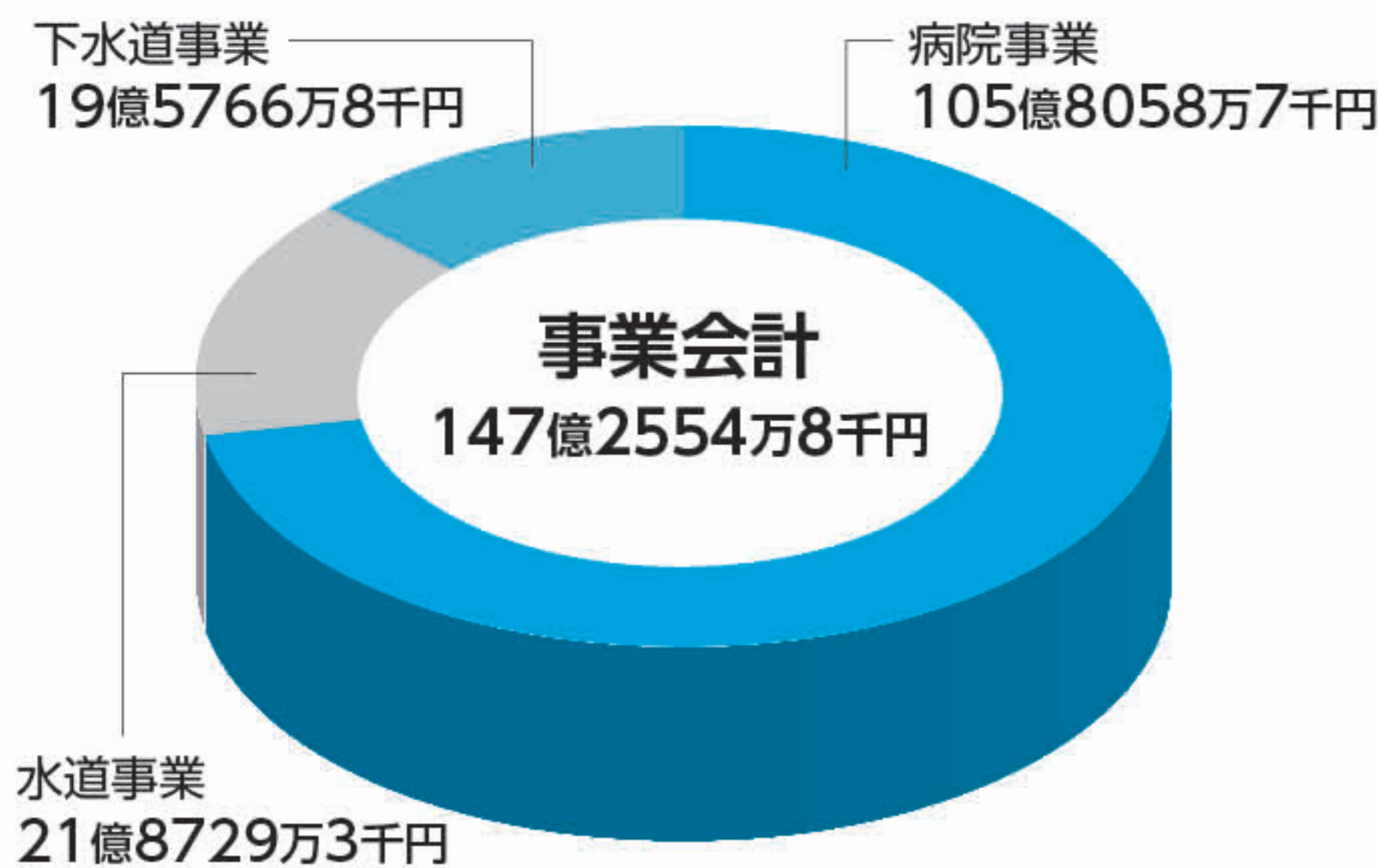
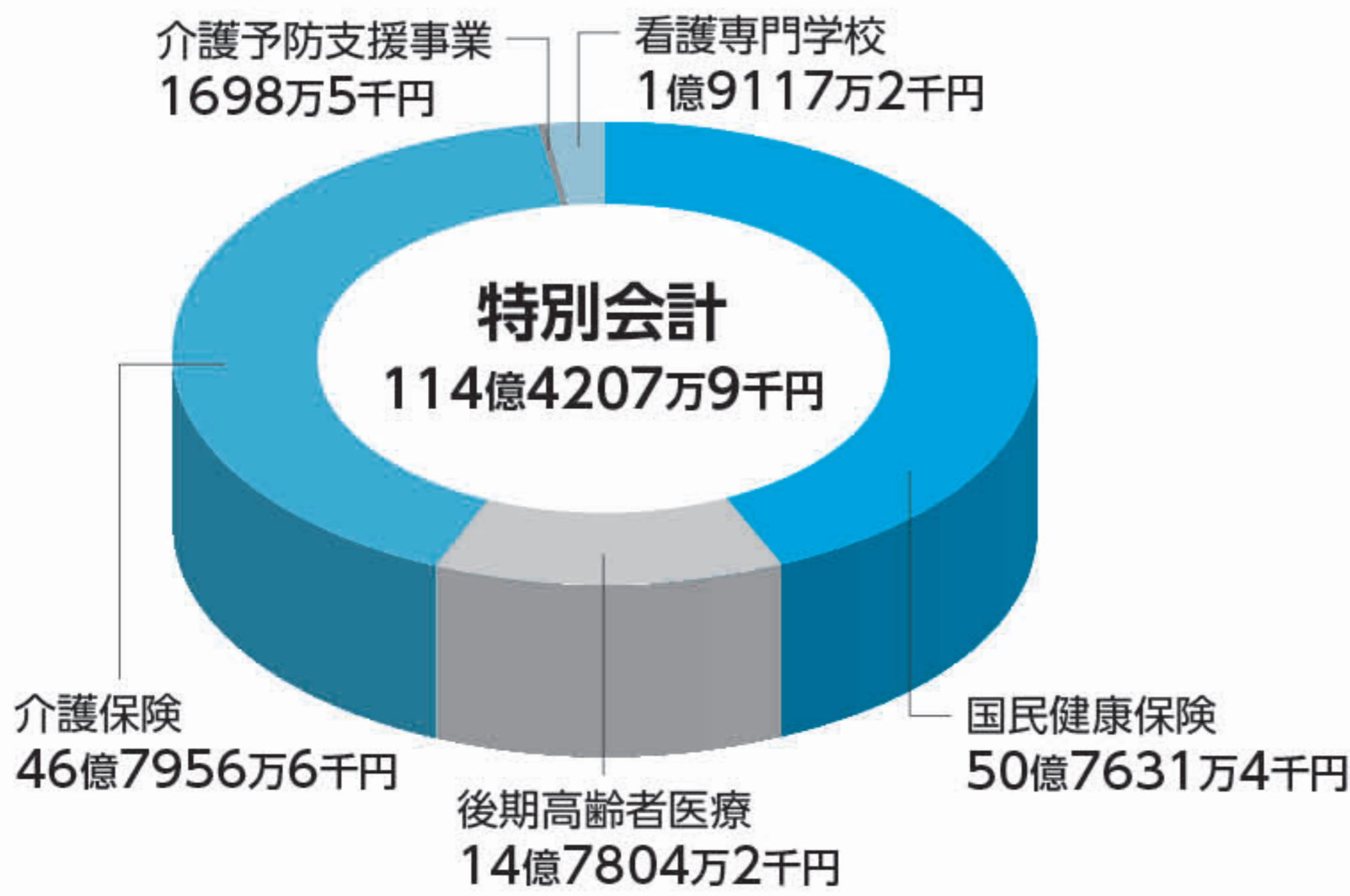
また、市民へ感謝のチケット事業外1件、8億7764万1千円を繰越明許費とするもの。

3月定例会

令和8年度予算

一般会計総額は **310億6000万円**

令和8年3月定例会は、2月27日に開会し、25日間の会期を終え、3月23日に閉会しました。市長提出の報告案件及び議案については、すべて承認、可決及び同意しました。市政に対する一般質問は、4名の議員が行いました。



一般会計	310億6000万円
特別会計	114億4207万9千円
●国民健康保険	50億7631万4千円
●後期高齢者医療	14億7804万2千円
●介護保険	46億7956万6千円
●介護予防支援事業	1698万5千円
●看護専門学校	1億9117万2千円
事業会計	147億2554万8千円
●病院事業	105億8058万7千円
●水道事業	21億8729万3千円
●下水道事業	19億5766万8千円
合計	572億2762万7千円

報告案件・即決案件の概要

報告第1号

専決処分報告について（令和7年度富士吉田市一般会計補正予算第10号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ2813万7千円を追加し、総額を395億6505万9千円としたもの。
歳入では、衆議院議員選挙委託金2803万2千円及び衆議院議員選挙啓発委託金10万5千円を増額したものであり、歳出では、衆議院議員選挙事業費2803万2千円及び衆議院議員選挙啓発事業費10万5千円を増額したもの。

報告第2号

専決処分報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

【内容】

令和5年12月に富士吉田市立病院で発生した事故に関して、遺族との和解及び損害賠償の額を定めたもの。

報告第3号

専決処分報告について（令和7年度富士吉田市立病院事業会計補正予算第1号）

【内容】

収益的収入及び支出について、収入を2429万3千円増額し、総額を95億3216万6千円と

し、支出を2429万3千円増額し、総額を95億5779万3千円とするもの。

議案第22号

富士吉田市公平委員会委員の選任について

【内容】

委員の湯山忠志氏の後任に田邊美佐代氏を選任するもの。

議案第23号

人権擁護委員の推薦について

【内容】

委員の舟久保真由巴氏の後任に勝俣光司氏を任命するもの。

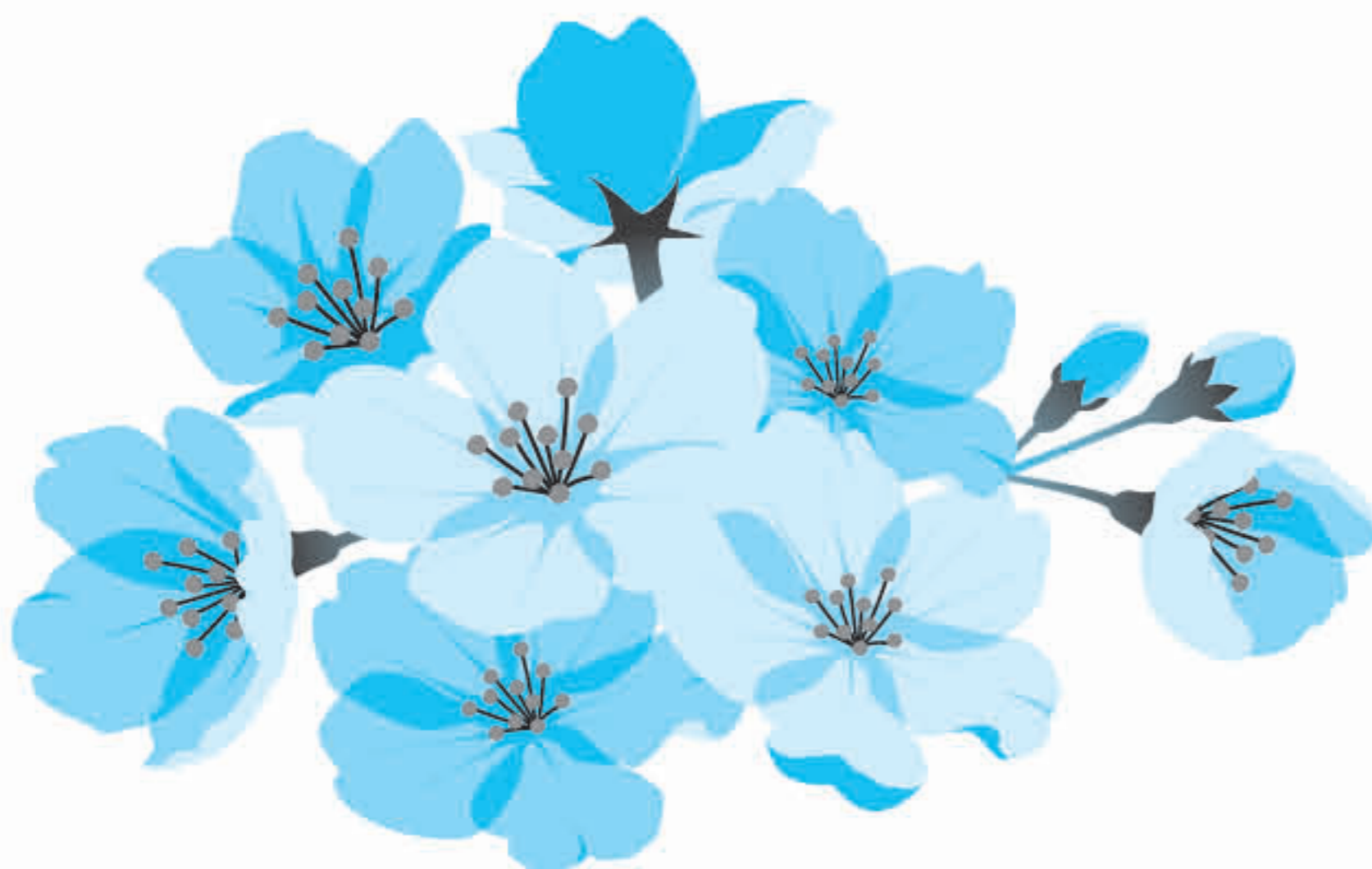


会期日程

23日	17日	16日	9日 10日 12日	3月5日	2月27日
<ul style="list-style-type: none"> ● 各議案の採決 <p>（閉会）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 文教厚生委員会付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務経済委員会付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 予算特別委員会付託議案の審査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議案の追加提案 ● 議案の委員会付託 ● 市政一般質問 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会期の決定 ● 議案の提出と説明 ● 議案の委員会付託

富士吉田市議会の個人情報
の保護に関する条例に
基づく開示等の実施状況
（令和7年4月～令和8年3月）

この条例は、市議会が管理している保有個人情報の適正な取扱いについての基本的なルールを定めています。議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を保障するとともに、年1回公表するものです。
なお、令和7年度における保有個人情報の開示、訂正、利用停止請求はありませんでした。



委員会の審査から

● 予算特別委員会

● 総務経済委員会

● 文教厚生委員会

予算特別

令和8年度一般会計、特別会計及び事業会計の9会計の予算を審査するため、次の10名で構成される「予算特別委員会」を設置し、審査を行いました。

委員長	鈴木 富蔵
副委員長	渡辺 将
委員	奥脇 和一
	戸田 元
	渡辺 幸寿
	勝俣 米治
	横山 勇志
	小俣 光吉
	前田 厚子
	伊藤 進

● 一般会計

予算総額は、310億6000万円、前年度当初予算に比べ7.2パーセントの増額となっております。歳入については、市税において、前年度当初予算に比べ3.2パーセント増の72億2700万円余りが計上されております。また、地方交付税は、前年度当初予算と同じく31億5000万円が計上されております。このほか、国・県支出金57億3600万円余り、寄附金20億1300万円余り、繰入金64億5100万円

余り、市債12億4700万円余り、その他の収入として51億6700万円余りが計上されております。

歳出については、第6次総合計画の6つの体系に沿って、第1章「安心で健やかな暮らしを支える『保健・医療・福祉』の向上」に92億6200万円余り、第2章「心豊かな人を育む『教育・文化・スポーツ』の充実」に24億800万円余り、第3章「未来につなげる美しく快適な『生活環境・景観』の創造」に19億8200万円余り、第4章「暮らしの安全性・利便性を高める『都市基盤・防災環境』の整備」に36億700万円余り、第5章「活力とにぎわい・交流を生み出す『地域・産業・観光』の振興」に29億6300万円余り、第6章「みんなで未来を考え取り組む健全な『地域経営』の推進」に59億3900万円余り、その他一般経費として48億9500万円余りがそれぞれ計上されており、同計画に掲げられている「富嶽共創」の基本理念実現に向けての予算として、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、歳入の審査の中で、次の要望がありました。

- ・ 個人市民税について、予算計上にあたっては、市民感情とかけ離れ

ることがないように、社会経済状況の把握に努めてほしい。

- ・ 固定資産税について、新倉山浅間公園周辺で一部の地権者が住宅地を駐車場として開放している状況を踏まえ、丁寧に説明したうえで適正な固定資産税の課税に努めてほしい。

また、歳出の審査の中で、次の要望がありました。

- ・ 企画・調整事業について、地域公共交通計画は、地域に最適な移動サービスの将来像を示すものであることから、計画の策定に向けて検討を加速させるとともに、国の補助制度等の活用を努め、タウンスニーカーなどの主な利用者である高齢者に配慮した実効性のある地域公共交通施策を講じてほしい。

- ・ 地域魅力発信事業について、活力ある地域づくりや移住定住の促進、ひいては、本市の人口減少対策に大きく資する事業であることから、当初予算概要等の補助資料に主要な事業内容を詳細に掲載してほしい。

- ・ 人口ビジョン・地域創生推進事業について、本市では人口減少対策にいち早く取り組んでいるが、全国的に国の推計より早いペースで

出生数の減少が進行しているので、公的データを的確に把握し、現状をしっかりと調査・分析したうえで、実効性の高い施策の立案に努めてほしい。

・市民会館管理運営事業について、利用者の利便性向上を図るため、建物全体でWi-Fiが利用可能となるよう、整備に努めてほしい。
 ・防犯対策事業について、インバウンドが増加していることから、文化、風習の違いによる諸問題や治安の悪化が懸念されるので、通学路を中心に設置している防犯カメラの増設に努めてほしい。

・選挙管理委員会事業について、期日前投票に関するホームページ掲載については、市民の理解を招くことがないよう、文言の整理・確認に努めるとともに、投票率向上への取組として、市内高等学校や量販店等を投票所とするなどの検討に努めてほしい。

・地域支え合い事業について、加齢性難聴である高齢者への補聴器購入費助成の周知にあたっては、ホームページや広報誌などでの周知に満足することなく、様々な媒体を活用するとともに、文字を大きくするなどの配慮に努めてほしい。
 ・放課後児童対策事業について、今

後も利用ニーズの増加が見込まれる中で、受入体制の充実、保護者負担の軽減、夏休みの食事内容など、保護者の声を踏まえた改善を検討してほしい。

・ごみ収集事業について、昨年発生した美化センターの火災事故に鑑み、再発防止に向けてリチウムイオン電池などの収集方法については、事業所の協力を得て外国人を含めた従業員への周知徹底に努めてほしい。

・商業活性化対策事業について、富士みちにおける街灯等の整備補助については、地元商店街からの相談・要望に対し前向きに検討するとともに、富士みち一体として整備されるよう促進に努めてほしい。

・観光宣伝・観光客誘致推進事業について、本市には、多数の魅力的な観光コンテンツが存在しているので、今後しっかりと内容の精査やアピールをし、交流人口が少しでも拡大するよう、観光政策の推進に努めてほしい。

・市道等維持管理事業について、市道団子石中原線に面した土地に商業施設が整備されることに伴い、周辺道路において交通事故や渋滞等の発生が懸念されるので、地元からの要望を真摯に受け止め、速やかな対応に努めてほしい。

・公園管理運営事業について、新倉山浅間公園に来訪する観光客の利便性向上が図られるよう、トイレの適切な管理運営に努めてほしい。

・防犯対策事業について、地域住民との連携が災害への備えとして極めて重要であることから、今後もリーダーシップをとり、情報収集や発信に努めながら地域防災力の向上に努めてほしい。

・教育委員会管理運営について、部活動に希望をもって中学校に入学する生徒もいるので、部活動の種類が減少することの無いよう努めてほしい。また、適切に地域展開を進めてほしい。

・学校給食センター運営事業について、児童生徒は様々な要因が複雑に絡み合い不登校になっているので、不登校の児童生徒に対しては、学校給食をはじめとする様々な教育の場面において、状況に応じた対策を講じてほしい。

また、総括質疑の中で、次の要望がありました。

・東日本大震災から15年を迎え、当時の教訓を踏まえた災害への備えや対策について、庁内で知恵を出し合いながら防災力を高め、市民サービスの向上に努めてほしい。

・今後、本市の人口が増加傾向に転じることは困難であると認識しているが、庁内で一致団結して、少しでも人口減少を食い止めるよう施策を講じてほしい。

●特別会計・事業会計

特別会計は、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校5会計、事業会計は、市立病院、水道、下水道の3会計に係る予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、国民健康保険特別会計予算の中で、次の要望がありました。

・国民健康保険税の徴収については、税の公平・公正性の観点から外国人であるなしにかかわらず、課税対象者から適切に徴収するよう努めてほしい。

・透析などの高額な医療費を要する疾患の発見や予防に資する健康診断の受診率が少しでも向上するよう、様々な取組を推進してほしい。

また、看護専門学校特別会計予算の歳入の審査の中で、次の要望がありました。

・近年、少子高齢化による人口減少や近隣に看護学科のある大学の創

設により、市立病院に多くの看護師を輩出してきた看護専門学校の入学者数が減少しており、学校の管理運営に支障をきたすことが懸念されるので、定員が充足されるよう今後も取り組んでほしい。

また、市立病院事業会計予算の総括質疑の中で、次の要望がありました。

- ・市立病院は地域医療の最後の砦であることから、医療体制の充実と持続可能な病院経営の両立に向けて今後も取り組んでほしい。

また、水道事業会計予算の総括質疑の中で、次の要望がありました。

- ・物価高騰に伴う水道基本料金の無償化は3月末で終了となるが、昨今の世界経済の状況や国内の物価状況をしっかりと見極める中で、市民生活に影響が出ないよう、水道基本料金の無償化について継続を検討してほしい。

総務経済

以下6議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第11号

富士吉田市立コミュニティセンター等々の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【内容】

コミュニティ供用施設鐘山会館の供用開始に伴い、新たに名称及び位置を規定する必要があるため、所要の改正を行うもの。

議案第12号

富士吉田市職員給与条例の一部改正について

【内容】

法律の一部改正に伴い、駐車場等を利用する職員への駐車場等に係る通勤手当支給を行うため、所要の改正を行うもの。

議案第13号

富士吉田市宿泊税条例の制定について

【内容】

富士山の歴史・文化や産業等地域社会の発展と市民生活との調和に寄与する持続可能な観光振興を推進する施策に要する費用に充てるため、法律に基づき、宿泊税を賦課するた

め、所要の規定を整備するもの。

議案第14号

道の駅富士吉田の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【内容】

道の駅富士吉田新築棟建設に伴い、構成する施設、指定管理者による業務及び営業時間等に関する規定を整備する必要があるため、所要の改正を行うもの。

議案第15号

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

【内容】

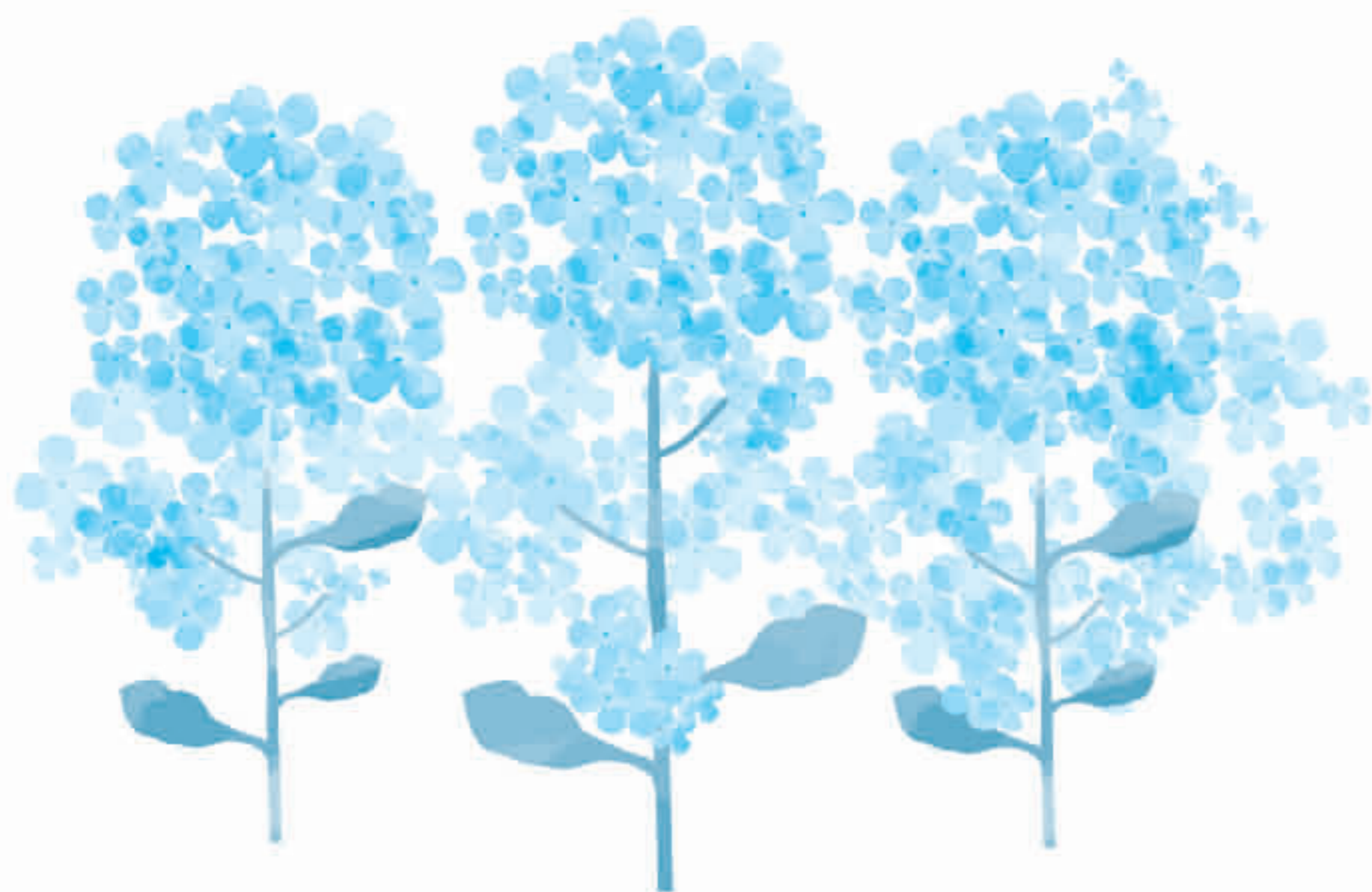
法令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等に変更が生じたため、所要の改正を行うもの。

議案第20号

令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第11号)

【内容】

歳入歳出にそれぞれ1億4003万6千円を追加し、総額を397億509万5千円とするもの。



歳入では、前年度繰越金6392万5千円、障害者自立支援費国庫負担金4500万円等を増額し、歳出では、介護給付事業費9000万円、生活保護運営事業費2088万2千円等を増額するもの。

また、繰越明許費として、ふるさと寄附推進事業外6件、6億7122万1千円を追加し、富士吉田市物価高対応子育て応援手当事業を1544万6千円に変更するもの。

文教厚生

以下5議案について慎重に審査し、いずれも妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第16号

富士吉田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

【内容】

法律に基づく本市基幹系情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用して処理する事務を追加するため、所要の改正を行うもの。

議案第17号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

【内容】

法律の一部改正に伴い、電気通信事業法を引用している規定を変更するため、所要の改正を行うもの。

議案第18号

富士吉田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【内容】

法令の一部改正に伴い、文言整理

等を行う必要があるため、所要の改正を行うもの。

議案第19号

富士吉田市子ども・子育て会議条例の一部改正について

【内容】

法律の一部改正に伴い、子ども・子育て会議の設置根拠となる法律に新たな事務が追加されたことから、同内容を所掌事務として規定するため、所要の改正を行うもの。

議案第21号

令和7年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【内容】

歳入歳出にそれぞれ5000万円を追加し、総額を14億1254万1千円とするもの。

歳入では、後期高齢者医療保険料5000万円を増額するものであり、歳出では、後期高齢者医療負担金事業費5000万円を増額するもの。

3月 市政 一般質問 抜粋



秋山 晃一 議員 (無党派)

標題① 旧外川家住宅エリアの活用と富士みちの整備について

1回目の質問

本年4月に旧外川家住宅の耐震改修が終了し、再び開館する予定である。そこで、現在の旧外川家住宅エリアの活用について聞く。

ここには「お休み処」と「旧外川家住宅」があり、市長も「2つの施設のある当エリアは文化と観光の一体的な活用を図ることが重要である」と考えを述べていた。また「旧外川家住宅」については御師浅間坊と合わせて御師まちの中核的な施設とされていた。以前の質問でそれぞれの運営主体が違つことを指摘したが、今回の再開に当たってはその点はどうなるのか。再開に当たっては、「旧外川家住宅」エリア全体の運営も検討し、御師まち一帯の歴史文化の保存活用の拠点とすべきであると考えられるかが。また、保存活用の拠点として考えるならば、予算の増額及びスタッフの増員も含めた体制の強化も必要だと考えるかが。

「お休み処」についてはこれまで外部への委託としてきたが、そこでの御師まちへの観光案内はどのようにされているのか。観光の起点として更に分かりやすく整備してはいいかが。

次に、富士みちの整備について、まず、金鳥居交差点付近は、富士山と鳥居が写せる場所として少しずつ賑わいを見せている。また、かつてはこの地に改役所と閻魔堂があったとされている。一ノ鳥居である金鳥居より御師まちに入る起点として交差点付近を整備すべきと考えるかが。次に、金鳥居から上宿交差点に至る富士みちの歩道について、拡幅を含め歩行者が楽しめる整備が必要であると考えられるが、どのように考えているか。歩道の拡幅についての検討があれば改善なども検討したことがあれば答弁願う。

次に、上宿交差点付近については、北口本宮富士浅間神社への行き方が分かりにくく、改善を含めた整備が必要と考えるかが。



さらに、7年前に策定した歴史文化基本構想において、この地域の整備を進めるのに効果的とされる「歴史まちづくり法」の認定を受けることについて、現在どのように考えているか。

1回目の市長答弁

お休み処と旧外川家住宅の運営について、現在、旧外川家住宅は教育委員会歴史文化課が所管し、お休み処は本市が一般財団法人ふじよしだ観光振興サービスに運営業務を委託している。

この旧外川家住宅エリアは、お休み処と駐車場、中雁丸家表門、浅間坊表門とともに御師まちの拠点として考えており、今後も活用に取り組んでいく。

旧外川家住宅は本年4月から一般公開を再開し、引き続き市が直接運営を行うが、今後は歴史文化と観光の一体的な更なる活用を図るため、民間事業者等のノウハウを活用することを視野に入れつつ、今後の運営体制を検討していく。

お休み処における観光案内については、ジオラマ等を活用して歴史や文化を案内しているほか、様々な観光冊子の配置やスマートフォンで利用できる音声ガイドアプリ等も導入している。今後も分かりやすい観光案内の充実に努めていく。

金鳥居交差点付近の整備は、民有地であることから大掛かりな整備を行うことは難しいが、富士山への入口としてふさわしい景観の整備を目指していく。

富士みちの歩道の整備については、金鳥居交差点から上宿交差点までの道路改良工事は道路管理者である山梨県において、歩道のセミフラット化とタイル舗装、ボラードや道路照明施設の設置、車道のコンクリート舗装、半無電柱化などが既に実施されていることから、本市としては当該区間の歩道について拡幅を含む改良の検討はしていない。

上宿交差点付近の整備については、富士山吉田口登山道保存と活用のための活動計画において、御師まちから北口本宮富士浅間神社、そして吉田口登山道への案内表示の整備を進めることとしている。現在、上宿交差点付近では道路拡幅工事を実施しており、工事完了次第、速やかに案内表示の設置に取り組む。

歴史文化基本構想における歴史まちづくり法の認定について、現時点で認定を受ける計画策定の取組はないが、第2期の富士吉田市文化財保存活用地域計画に則り、歴史的価値の高い建造物等を後世に残していくための調査や保護の取組を引き続き進めていく。

2回目の質問

旧外川家住宅の運営について、引き続き市が直接行っていくとのことだが、再開を機に体制の強化を図る考えはないか。御師まち一帯の歴史文化の保存活用の拠点としての役割に加え、北口本宮富士浅間神社から吉田口登山道への案内の場ともなる施設として位置づけ、体制の強化を図るべきであると考えられるかが。

また、お休み処と旧外川家住宅の両施設が一体となって、エリアの内容を作っていくべきと考えるがいかがか。

次に、富士みちの整備について、県が行った整備で十分だと解釈できる答弁だったが、第2期の文化財保存活用地域計画には、御師の街並みの修景を進め、歩行者ネットワークの形成や魅力ある環境を形成していくと記載されている。したがって、富士みちの整備の課題はあると考えるがいかがか。

2回目の市長答弁

旧外川家住宅を含めた当該エリアの体制強化について、再開時は市が直接運営する体制で準備を進めている。また、当該エリアは、これまでも歴史文化の保存と活用の拠点として、一体的に進めてきたところだ。今後については、お休み処のガイドンス機能と合わせて更なる一体的なエリアの活用ができるよう、地元団体や民間事業者の活用を検討する中で運営体制の強化を図りつつ、御師まち全体に取組を広げていく。

富士みちの整備については、当該区間の道路改良工事は既に県で実施している。その上で、この区間の整備については、文化財保存活用地域計画等で御師の街並みとしての修景を進め、歩行者にとって楽しく魅力ある環境を形成していくことが示されていることから、これら計画の実現に向けて取り組んでいく。

3回目の質問

旧外川家住宅エリアについては、取組が着実に進められるようにも考えられるが、富士みちについては先が見通せていないと考えられる。来訪者の下吉田地区一極集中の解消などを考えると、早期に富士みちエリアの整備を進めるべきだと考えるがいかがか。

3回目の市長答弁

富士みちエリアの早期整備については、このエリアには富士山の歴史や文化的な景観を伝える御師まちがあり、富士みちを通じて下吉田地区とつながる大変重要なエリアであると考えている。引き続き文化財保存活用地域計画等に則り、関係団体等と連携を図りながら、御師の街並みを生かした景観の保全や活用を行い、来訪者にとって楽しく魅力ある環境整備の早期実現を目指していく。

標題②

小中学校における保護者負担の軽減と教育費の充実について

1回目の質問

本年4月より国による学校給食の無償化に対する支援が行われる。対象は公立小学校の児童であり、保護者の所得にかかわらず一律で支援さ

れる。その支援額は、完全給食の場合、児童一人当たり月額5200円が基準とされ、この支援を契機として、給食費以外の義務教育費の負担軽減に振り向ける、あるいは検討する動きが広がっている。例えば埼玉県所沢市では2026年度から市立小中学校の修学旅行費を全額公費負担とすることを決定している。

この制度によって本市には小学校給食への補助として約1億1千万円余りが補助される。従来、全額市の負担の上に給食費の無償化事業を行ってきたが、今回の措置によって生じた財源を、ほかの事業に振り当てることができるかと考えるがいかがか。例えば、児童の入学準備に一人10万円補助したとしても3千万円程度で足りるため財源としては十分だ。あるいは教材費などの補助に充てる財源としても考えられ、義務教育の完全無償化への足掛かりとすべきであるかと考えるがいかがか。また、それ以外でも、こうして出てきた財源は学校教育の充実などに活用すべきだと考えるがいかがか。

1回目の市長答弁

御発言のとおり、国による給食無償化に伴い、従前は全額市で負担していたものが軽減され、生じた財源をほかの事業に充てるのが可能となる。

しかしながら、当該財源を教材費などの補助に充て、義務教育の完全無償化への足掛かりとすることについては、義務教育の無償化は国が主導して行っていくべきものと考えて

いる。

生じた財源を学校教育の充実などに活用することにについては、予算の編成及び財源の配分は市全体の行政需要や財政状況を総合的に勘案し、判断している。限られた財源を最大限有効に活用するという観点から、特定の分野に限定することなく、市民生活全般を見据えた施策展開を図っていく。

今後も、各分野の行政サービスの向上に資するよう、持続可能な財政運営に努めていく。

2回目の質問

特定の用途は検討していないとのことだが、今回の給食費の無償化は地方の意見が国政に反映されたことで生成された財源であると考ええる。その考えに立てば、財源をどのように使うのかは検討されるべきだと考えるがいかがか。

2回目の市長答弁

本市の考えとしては、国庫補助の導入により生じる一般財源の取扱いは、本市全体の財政需要などを総合的に勘案し判断していく。

いずれにしても、市民生活全般を見据えた施策の中で、最も効果的な活用を図っていく。



3月 市政 一般質問 抜粋



勝俣 大紀
議員
(みらい)

標題① 外国人との共生社会 について

1回目の質問

年齢や国籍等の多様な人々が共に暮らす本市は、今、大きな人口の転換点に立っている。昨今、外国人との共生の難しさが報道されているが、本市でも外国人の就労に基づく住民票登録者数は確実に増加傾向にある。その背景には、経済活動を維持するためには、少子高齢化や人手不足を乗り越えなければならぬという問題があり、ひいては、本市の税収にも関わる近い将来起りうる喫緊の課題であると認識している。

外国人就労者は、日本で働くための在留資格を持ち、労働力不足を補う重要な存在である。雇用にあたっては、法律や文化の違いに配慮した適切な雇用管理が求められている。本市の人口は約46000人で、合計特殊出生率は直近で1.62とされている。全国平均より高く見える

が、この数字には団塊ジュニア世代が含まれており、今後は低下が予想される。また、子どもたちは都内の大学へ進学しそのまま都市部で就職する傾向が強く、人口流出が止まらない状況が続いている。

まずは、本市の過去10年間の人口動態の変化、特に年齢別の構成や出生率の推移について、どのように分析しているか伺う。

続いて、こうした少子高齢化・人手不足の中で、外国人就労者の存在はますます重要になっていく。市内には現在約1000人の外国人の方が住民登録されており、10年前と比べて約2倍に増加している。特に就労者が先に入国し後に家族を呼び寄せるケースが増えていると聞いている。

県の構想では、外国人住民も日本人と同等のサービスを受けられるようにすることが求められており、「コミュニケーション力」「協力する力」「自己肯定感」を土台とした人間関係づくりを進め、共生社会の実現を目指すとされている。

本市においても、外国人住民の増加に伴い、社会保険制度への加入を

通じて子どもの医療費や給食費の無償化などの支援制度を利用するケースが増えている。これに対しては、地域住民から制度の公平性や持続可能性に関する声も上がっており、丁寧な情報発信と制度設計が求められていると感じている。

全国的には住民トラブル等も報道されるが、本市では現在のところ深刻なトラブルは報告されていないと認識しているが、外国人住民の増加が続く中で、今後の共生のあり方について、引き続き丁寧な情報収集と対応が必要であると考える。

そこで、外国人住民の登録者数の推移と、国籍、就労分野、家族帯同の状況について、現時点での市の把握状況を示してほしい。

1回目の市長答弁

全国的に少子高齢化が進行し、外国人住民が増加している今日において、本市としても人口動態の構造的変化を的確にとらえ、今後の共生社会の在り方について、引き続き情報収集と丁寧な対応に努めていく。

1回目の企画部長答弁

本市の過去10年間の人口動態について、住民基本台帳によると、平成27年から令和7年までの10年間で、4595人、9.08パーセントの減少となつている。年齢別人口構成は、0歳から14歳までの「年少人口」

において1423人、22.60パーセントの減少、15歳から64歳の「生産年齢人口」において4708人、15.12パーセントの減少である一方、65歳以上の「高齢人口」においては1536人、11.67パーセントの増加となっている。

合計特殊出生率は、過去10年間で0.03ポイントの上昇となっている反面、出生数としては減少が続いており、若い世代の人口規模の縮小が影響していると分析している。社会動態については、移住・定住促進施策等の展開により転出超過の幅は徐々に縮小してきており、人口減少を一定程度抑制する効果が現れていると認識している。本市においても少子高齢化が進行しており、特に生産年齢人口の減少は地域経済や地域活動の担い手確保に大きな影響がある。これらの分析を踏まえ、子育て支援施策等の更なる充実を図り、人口減少の抑制に取り組んでいく。

外国人住民の人数は、10年前は550人程度で推移していたが、コロナ禍が明けた令和5年5月以降著しい増加傾向となり、本年2月1日現在で最多の1080人となっている。そのうち「家族滞在」の在留資格を有する者は145人である。国籍別ではベトナムが246人で最多となり、フィリピン、ネパール、中国と続いている。就労分野は建設業、製造業、宿泊業が主となっている。

2回目の質問

外国人住民の家族としての定住が進む中で、地域社会とのつながりや生活基盤の整備がますます重要になっていく。本市では外国人住民との交流を目的とした取組が行われていると承知しているが、参加者の固定化や言語の壁によるコミュニケーションの限界といった課題もあると聞いている。現在展開されている外国人住民との交流の場について、参加状況や評価、課題認識についてどのように捉えているか伺う。

また、外国人住民が安心して暮らすためには、生活に根ざした日本語力の習得が不可欠である。文部科学省では「生活日本語Can-do」という指標を用い、病院での症状説明や学校の連絡帳の理解、ゴミの分別ルール、災害時の避難など、生活場面ごとの実践的な日本語教育を推進している。本市においても、「生活日本語Can-do」の考え方を活用した日本語学習の場を確保することは、外国人家族の生活の質を高め、共生社会の実現に向けた大きな一歩になると考える。

この考え方を踏まえ、家族向けの日本語教室の新設や既存教室の拡充、多様化について、市としてのどのように取り組んでいく考えか伺う。現在の日本語教室では、講師がどのような体制で運営に関わっているのか、企業側からの支援ももらいな

から、行政と地域、そして民間が連携して、外国人の不安やフラストレーションを緩和し、日本の文化や習慣を身につけてもらえるような事業展開が必要だと感じているが、人件費の扱いや、今後の人材確保、支援体制の強化についてもどのように考えているか示してほしい。

2回目の市長答弁

外国人住民との交流の場については、定期的な日本語交流会やワークショップを開催し、毎回30名を超える方に参加してもらっている。一方で、参加者の固定化や言語の壁といった課題については同様の認識を持っている。特に家族滞在の在留資格を持つ方など、就労を通じた接点が少なく孤立しがちな層へのアプローチを強化し、誰もが日常的に参加できる仕組みづくりが今後の重要な課題である。こうした中、昨年初めて開催した「ふじよしだし多文化共生フェスタ」には600名を超える来場があり、コミュニケーション能力などを育む貴重な機会となったと高い評価を得ている。

日本語教室については、現在週3回の教室を実施しており、「生活日本語Can-do」を踏まえた実践的な学習内容を取り入れている。運営体制は有償の講師1名と、ボランティアである「日本語教室パートナー」10名により適切に対応している。家族向けの学習支援について

も、当該教室に加え、市内の日本語学習ボランティアグループとも連携し十分な受入れ体制を整えている。

日本語教室の新設、拡充及び人材確保と支援体制の強化については、現状においては日本語を学ぶ機会は十分に確保され、指導体制に不足はないと認識しているが、将来的な外国人住民の増加を見据えることは極めて重要であるため、今後も指導員の確保や支援体制の強化を含め、持続可能な運営体制の構築に努めていく。

いずれにしても、引き続き多文化共生社会の実現に向け、関係機関と緊密に連携し、適切に対応していく。



標題② 明見湖を中心とした 明見湖公園の保全と 活用について

1回目の質問

明見湖公園は、先人から受け継がれてきた風景を今に伝える本市で唯一の水辺の公園である。市民の憩いの場として親しまれ、夏にはイベン

トも開催されて年々来場者が増えていく。周辺の小川ではヘイケボタルが生息し、子どもたちが自然とふれあう貴重な機会となっているほか、数年前には宇宙桜などの苗が植えられるなど、未来への希望を託す取り組みも進められている。現在、この公園はNPO法人「母さんの楽校」が指定管理者として管理を担っている。

数年前から湖底が浅くなり、調査の結果、水の流れが滞り蓮の葉が堆積していることが要因と判明した。明見湖の保全のため掻い掘りを数回実施したが、湖底にヘドロがたまって十分に乾かすことができず、思うように除去ができない状況であった。その後もヘドロの蓄積が進み葦が繁殖し、このままでは明見湖は湖としての機能を失い、湿原地帯になってしまうおそれがある。環境省は明見湖を「生物多様性保全上重要な里地里山」として選定しており、明確な方針と行動が求められていると考える。そこで以下の点について伺う。

第一に、明見湖の自然環境の保全と再生に向けた市の具体的な取組方針はどのようなものか。

第二に、ヘイケボタル等の希少生物が生息する小川の環境保全や保護活動への支援体制、NPOとの連携強化についての考えはあるか。

第三に、市民の憩いの場としての魅力を保ちつつ、持続可能な管理と活用を進めるための今後のビジョンをどう描いているか。

1回目の市長答弁

明見湖公園は豊かな水辺の自然環境と里山の原風景を色濃く残す公園として広く市民に親しまれ、自然の大切さを学習できる施設としても機能しており、将来にわたり守り受け継いでいく重要な公園であると認識している。

明見湖の自然環境の保全と再生に向けた市の具体的な取組方針について、今年度、浚渫工事の可能性を模索したが、過去、業者に確認したところ、湖底から水が湧き出ているため湖水を全て抜くことが困難であることや、ヘドロの堆積が進み地盤が不安定で重機が使用できないことが判明した。大規模な工事は困難であるが、蓮の枯死した残留物が湖底に堆積することを防ぐため、適切な量の蓮の間引き作業の実施や、場所を限定しての浚渫工事等の検討、類似事例を抱える他自治体の取組調査など、対策を講じていく。

小川の環境保全や保護活動への支援体制、NPO法人との連携強化については、指定管理者である「母さんの楽校」は長きにわたり環境保全活動を担い、住民からの信頼も厚く、明見湖の保全には欠くことのできない団体と認識している。併せて、ヘイケボタルの再生や保護活動の実績も顕著であり、市として引き続き連携を図っていく。さらに、「明見湖とその周辺の里山を守る会」や「父

さんの楽校」など、保全活動等に携わる地域団体との協力体制の充実に努める。

持続可能な管理と活用を進めるための今後のビジョンについては、「第3次富士吉田市環境基本計画」の基本目標の一つに「清らかな水を守り、水辺と親しめるまちづくり」があり、明見湖の保全と活用の推進を掲げている。地域の声に耳を傾ける中で、持続可能な施設となるよう地域と連携を図りつつ、適正な管理運営等を実施していく。

明見湖が将来にわたって市民の憩いの場として、また、多くの方から親しまれる公園であり続けられるよう、保全活動をしつかりと継続し、本市の貴重な自然資源として守り受け継いでいく。

場所を限定した浚渫工事の実施に向けて、来年度以降に具体的な試行や計画はあるか。また、蓮の間引きについては、どのような頻度や方法で実施される予定か、現時点での見通しを伺う。

地域団体との協力体制の充実をより効果的に進めるため、市として人材育成や情報発信の支援など、具体的な支援策があれば示してほしい。また、明見湖を環境教育や観光、地域交流の拠点としてさらに活用していくために、今後どのような事業展開や仕組みづくりを構想している

か伺う。

2回目の質問

最後に、明見湖は環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されており、これまでの取組は環境省が推進する「自然共生サイト」の趣旨に合致する。自然共生サイトとは、法的な保護地域ではないものの、地域や民間の主体的な取組によって生物多様性の保全が実質的に図られている区域を国が認定する制度であり、国際的なOECMとしても登録される可能性がある意義深い制度である。認定を受けることで、環境教育の推進や助成制度の活用などの支援も期待される。明見湖及びその周辺地域を「自然共生サイト」として認定申請する可能性について、市としてどのように捉えているか伺う。

2回目の市長答弁

浚渫工事の具体的な計画や蓮の間引きについて、埼玉県行田市の「古代蓮の里」や東京都台東区の「不忍池」などの他自治体の取組を学び、明見湖の排水口部分などヘドロがたまりやすい箇所の浚渫工事の試行を検討していく。蓮の間引きについては、蓮は環境の変化に敏感であることから、湖面全体の生育状況を確認しつつ、まずは春先に岸边沿いの蓮を一定程度刈り取る予定である。

地域団体との協力体制の充実については、環境省や山梨県の実践事例に係る補助制度などの情報収集を行

い、地域団体からの各種相談等に適切に対応できるよう緊密な連携に努める。また、様々なイベントを通して環境意識の向上を目指し、自然環境保全に興味を抱く人材の育成等を引き続き推進していく。

明見湖を環境教育等の拠点として活用していくための今後の事業展開等については、環境教育に関して山梨県や関係機関に協力を得て講義等を行うなど、地域住民の環境に対する意識の向上を図っていく。また、「母さんの楽校」と連携し公園の一角に花を植えるなど、更なる交流を深める場としての整備を進めていく。

明見湖及び周辺地域を「自然共生サイト」として認定申請する可能性については、認定には事業計画に基づくエリアの特定や土地所有者等の同意が必要であり、事業主体者には計画を実行するための経費や労力の負担が生じる。これらを踏まえ、認定による効果や事業者への影響、課題等について多角的に検証した上で、認定申請の可能性を検討していく。



3月 市政 一般質問 抜粋



伊藤 進
議員
(政友会)

標題①

新庁舎建設について

1回目の質問

現在の市役所本庁舎は築60年を超え、老朽化が進んでいる。設備の更新や修繕費用が増加する現状を踏まえれば、庁舎の在り方を検討していくことは避けて通れない。一方で新庁舎建設は本市の将来財政に大きな影響を及ぼす可能性がある極めて重要な事業であり、市民の関心も非常に高い。

本市は「富士吉田市新庁舎建設基本計画（案）」を作成し、1月26日から18日間でパブリックコメントを募集した。本計画は、維持管理費などのライフサイクルコストを含めれば数十年に及び市民生活に影響する重大な案件である。そのような重大な政策を決定する過程において、市民の意見を広く聴取し、理解と納得を得ながら進めることは、地方自治の根幹であり、行政運営における基

本姿勢である。

過去に実施した総合計画等に関するパブリックコメントはおおむね30日間の募集期間であった。国においても行政手続法において意見公募の期間は原則30日以上とする考え方が示されている。これは地方自治体に直接適用されるものではないことは、承知しているが、少なくとも行政運営において市民が内容を理解し、検討し、意見を提出するために必要とされる一つの合理的な目安として、広く認識されている基準である。とりわけ今回の新庁舎建設のように、財政負担が大きく、かつ長期にわたる市政に影響を及ぼす案件については、通常の計画案件以上に、市民が資料を読み込み、家族や地域の中で議論し、意見を整理するための時間を確保することが重要であると考え

る。こうした考えを踏まえ、今回の18日間という期間設定はどのような根拠に基づき決定したのか、また、計画案の資料の分量や内容の重要性に照らし、市民が十分に検討できる期間として適切であったと認識しているか、見解を伺う。

次に、住民参加の制度は、単に手続きを実施すれば足りるというものではなく、市民が「参加できた」と実感できる実質的な機会を保障してこそ意味がある。特に将来世代にも影響を及ぼす大型事業であるからこそ、より丁寧で、開かれた意見形成過程が求められている。

新庁舎建設に関する基本構想や検討委員会の構成メンバー、調査検討経過についての情報が市ホームページ等に掲載されておらず、市民が検討するための材料が不足しているように思えるが、市民が十分に検討し、意見を提出できる環境は確保されていたと言えるのか見解を伺う。

次に、市民の中には「なぜ、今新庁舎が必要なのか」「どの程度の費用が掛かり、将来の財政にどのような影響があるのか」「本当に市民サービスの向上に繋がるのか」といった点に強い関心を持っている方もいる。計画の必要性や効果、財政見通しについてわかりやすく丁寧に説明し、市民の理解と納得を得ながら進めていく姿勢が何より重要であるが、今後、市民へのアンケートの実施や住民説明会の開催を予定しているか伺う。

次に、近年は、資材価格の高騰や人件費の上昇により、公共施設の建築費が全国的に増加傾向にあるため、本市でも事業費の見直しをどのように設定し、リスク管理を行っていくかは、極めて重要な論点である。市民の理解を得ながら事業を進める

ためには、概算事業費の考え方ではなく、将来の金利動向、財政構成、市債残高への影響、他の行政サービスへの影響など、できる限り具体的にわかりやすい説明が求められる。また、新庁舎建設に多額の財源を投入することは、他の様々な行政需要とのバランスをどのようにとっていくのか、という問題にも直結する。限られた財源の中で、新庁舎建設をどの位置づけとして進めるのか、財政運営全体の中での優先順位を明確に示すことが、市民の納得感に繋がる。

さらに、市民の中には「必要な整備であっても、規模や機能は適切なのか」「将来人口や行政需要を踏まえた、適切な規模になっているのか」といった点を心配する声もある。建設時の費用だけでなく長期的な運営コストまで含めた総合的なコスト削減の視点を計画段階からどのように取り入れていくのが重要だ。

新庁舎建設は必要な投資である一方、進め方を誤れば将来世代に過度な負担を残すことになる。だからこそ、事業費の透明性、財政計画の明確化、長期的な財政見通しの整合性、そして市民への丁寧な説明と情報公開がこれまで以上に求められていると考える。そこで以下の点について伺う。

第一に、新庁舎建設にかかる現時点での総事業費の見直しとその算定根拠はどのようなものか。
第二に、財源構成及び市債発行額

の見込みと、将来の実質公債費比率及び将来負担比率への具体的な影響をどのように試算しているか。

第三に、建設後を含めたライフサイクルコストの見通しとコスト削減に向けた具体的な取組についてはいかがか。

第四に、ほかの公共施設整備や行政サービスへの影響をどのように整理していくのか。

1回目の総務部長答弁

パブリックコメントの期間設定について、地方公共団体については行政手続法の適用が除外されており、本市においては「富士吉田市パブリックコメントガイドライン」に基づき実施している。今回の基本計画案は、庁内検討や議会側も参加している外部検討委員会での協議を踏まえ、た上で策定し、市民に論点が整理された形で示していること、また、今後の事業スケジュールとの整合性を図る必要があったことから、期間設定としては適正なものであると考える。

市民が十分に検討し、意見を提出できる環境については、パブリックコメントは昨年度の基本構想の中でも実施しており、市役所等への記載の設置や市ホームページに意見聴取のページを設けることで、市民の意見聴取に努めており、参加機会は確保できたと認識している。アンケートについては昨年度の基

本構想の中で既に実施しており、2000名の市民から43.7パーセントという高い回答率を得て多くの意見を聴取できていると考えている。

住民説明会の開催については、基本設計を実施する段階において開催することを検討している。

これらのとおり、これまで市民参加の取組を重ねてきており、加えて市民の代表である議員の皆様には、基本構想をはじめ、検討経過についても、適宜説明しており、意見募集の環境は継続的に確保されていると認識している。

総事業費の見通しと算定根拠については、類似規模自治体の建設事例や近年の建設単価を参考に、延床面積当たりの単価を基礎として概算額を算定している。ただし、今後の資材価格や労務費の動向により変動する可能性があるため、基本設計や実設計の段階で精査していく。

財源構成等の試算については、防衛省のまちづくり支援事業補助金の活用を基本としつつ、より多くの補助額が獲得できるよう対応して行くとともに、可能な限り起債額を少なくできるように検討し、本市の財政健全化判断比率が適正水準を維持できる範囲内で計画的に実施していく。

ライフサイクルコストの見通しとコスト削減に向けた取組については、省エネルギー性能の向上や長寿命化設計などを基本計画段階から取り入れる。具体的なコスト削減の取組は基本設計以降において検討する。

ほかの公共施設整備や行政サービスへの影響については、事業量を平準化するなど優先度を踏まえて検討し、ほかの行政サービス水準が低下することのないよう、財政指標を注視しながら計画的に進める。

いずれにしても、詳細については今後の基本設計・実施設計の中で段階的に精査し、計画の進捗に併せて市民や議員に内容を示しながら進めていく。

2回目の質問

パブリックコメントに関する答弁は「検討している」「適正と認識している」にとどまっており、核心部分が明らかになっていない。今後の設計の中で内容を示すとのことだが、今後も市民からの意見を募集すると理解してよいか伺う。

「事業スケジュールとの整合性」との答弁があったが、事業工程は行政側が設定するものであり、市民の熟議よりも工程を優先したとも考えられる。この点について明確な説明を求める。

さらに、新庁舎建設に関する検討経過が市民に十分に公開されていないと考えるが、検討過程を含めた情報公開をさらに拡充する考えはあるか伺う。

次に、新庁舎建設基本計画案には防災拠点となる庁舎の整備が掲げられているが、建設予定地は富士山ハザードマップで「第3次避難対象工

リア」に指定されている。富士山が噴火し広域降灰が発生した場合、庁舎機能は何日間維持可能と想定しているか伺う。また、電源や給水、通信が遮断された場合のバックアップ体制は具体的にどうなっているか伺う。

次に、行政機能を一か所に集約する「集中型庁舎」は平時には効率的だが、有事の際は全庁機能が同時に停止する可能性があり脆弱である。行政機能を複数拠点に分散する検討は行ったか伺う。また、サテライト庁舎や複数の防災拠点を持つ方式との比較検討資料はあるか伺う。

人口減少社会が続く中、「大きく造る」から「賢く造る」ことでリスク分散や建設費の抑制を図るべきである。庁舎は防災機能に特化してコンパクトにし、市民窓口を既存公共施設へ分散配置する「分散・縮小型庁舎」の可能性について見解を伺う。

2回目の総務部長答弁

市民からの意見聴取については、昨年度アンケート等を実施し、庁内や外部検討委員会で論点を整理した上で計画案を取りまとめ公表している。意見募集の機会は今後も継続して設ける。なお、「市民の熟議よりも事業行程を優先した」との発言は、行政都合により意見を聴取していないという印象を植え付けるものであり、心外かつ誠に遺憾である。情報公開については今後も市ホームページ



ジ等でできる限りの周知を行う。

広域降灰による庁舎機能の維持期間については、噴火の発生状況により対応が変わるため一概には答えられない。電源や給水のバックアップについては、内閣府の手引きに準じ3日間から1週間と求められているためそれに準じて検討する。通信については、複数の回線により業務が継続できる設備を検討する。

行政機能の分散化やサテライト庁舎の検討について、災害により市庁舎が本部機能を保てない場合、災害対策本部を市民会館に移転することは地域防災計画において既に示している。また、市民アンケートで「窓口が分散化し不便である」という回答が多かったことを踏まえ、外部検討会議において分散化ではなく集約することを前提に検討してきた。

縮小型庁舎の可能性について、行政需要は日々複雑化し全国的に人手不足が生じている。人口減少やデジタル化だけで規模を縮小できるものではなく、市民の利便性の向上も重

要である。庁舎規模は総務省の算定基準に基づき算出しており決して過大ではない。

3回目の質問

パブリックコメントについて、私は意見を聴取していないとは言っていない。工程との関係で制約があったのではないか、熟議の質は担保されていたのかを問うている。「心外であるとともに誠に遺憾である。」という感情的な評価ではなく制度設計の合理性で答えてほしい。期間設定は工程を前提にしたのか、それとも熟議に必要な期間を先に確保したのか。期間延長という選択肢は内部で検討したのか。事業工程と市民熟議の優先順位について明確な説明を求めらる。

災害対策本部について、激甚災害を想定した際、市民会館という単一拠点のみで機能を十分に維持できると考えているのか。東日本大震災等においても一極集中は災害時に弱点となることが示されている。これからの危機管理は分散型、機能別分割型、広域連携型であるべきだ。今後の基本計画に代替拠点を何か所置くのか、複数拠点型・広域型の災害対策本部構想として記載しておくべきだと考えるがどうか。

事業方式について、基本計画案では従来方式（設計・施工分離発注）を基本としているが、近年は官民連携方式など民間ノウハウを活用する

多様な手法が導入されている。本市最大の公共投資における事業方式の選択は「行政判断」ではなく「政治判断」ではないか。こういった手法を採用せず、従来方式とした具体的な理由を伺う。

また、以前の一般質問で市長が答弁した建設費用約80億円について、その内訳と、1平方メートル当たりの建設単価、算定の基準とした公的資料や類似自治体の事例等について、市長の見解を伺う。

3回目の市長答弁

事業方式の選択は行政判断ではなく政治判断ではないかとの発言だが、市民意見の検証や事業方式の選択、事業費等に関わる全ての過程は、執行機関が責任をもって妥当性や合理性を検討し決定すべき事項であり、行政判断である。政治判断とは、執行機関が取りまとめた結果について最終的に市長として判断し、市の政策方針として議会に提案し、その結果について全てに責任を負うことである。行政が専門性を担い、結果について政治が責任を取ることが本来の行政運営の在り方である。

新庁舎建設に関しては、今後の事業の進捗に合わせて市民や議員に丁寧に説明していく。

3回目の総務部長答弁

パブリックコメントの期間につい

て、期間設定は適正であり市民の意見聴取を重要視している。期間だけを取り上げて熟議できたかを判断するのではなく、継続して意見を聴取することが熟議を重ねることであると考える。工程管理は行政の当然の責務であり、工程を優先したものではない。

庁舎の分散化については、平時における住民サービスの低下やコスト増大などのデメリットが大きいと考える。災害時においても指揮命令系統が複雑化し迅速な意思決定を阻害するおそれがあることから、庁舎は集約型とする計画としている。

災害対策本部の代替拠点数の計画への記載については、その考え方は地域防災計画に記載しており、庁舎建設に係る計画に記載する考えはない。

事業手法については、公民連携方式と比較検討を行ったが、本市においては公共性・公益性を最大限に担保し、本事業の持つ極めて高い特殊性を的確に反映させるために従来方式としている。

事業費等については、現在は基本計画の段階であり、以前の一般質問で答弁した内容は基本構想にも至っていない段階の概算金額であって、各種工事費などの費用を積み上げたものではない。

3月 市政 一般質問 抜粋



前田 厚子
議員
(政友会)

標題①

「権利擁護」の 制度の利用について

1回目の質問

権利擁護とは、高齢者や障がい者など支援が必要な人々の人権や尊厳を守り、その人らしい生活を支える取組であり、基本的な考え方としては、尊厳の保障・虐待、差別からの保護・自己決定の支援があげられる。

令和7年12月議会において、「重度心身障がい者の親なき後」という標題で成年後見制度について質問した。今回もそうした制度をより深く理解して当事者に利用してもらうことで、それぞれの権利を擁護し行使してほしいと考え質問する。

1点目として、本市で1月に開催された成年後見制度の講演は大変好評であった。講演後、何人かに声をかけると、「こうした制度を知り勉強になった。」という感想があった一方、この制度を利用し始めた知人

の養成講座を推進している。本市においても市民後見人の養成講座を計画してほしいが、市の考えを聞きたい。

1回目の市民生活部長答弁

成年後見制度に係る国の見直し内容について、制度開始から25年が経過し、「本人の判断能力が回復しない限り終了できない」「後見・保佐・補助の3類型があるが、本人のニーズに合わない場合がある」「報酬負担が続く」など様々な課題が指摘されている。

国ではこれらの課題を解決するため、途中で終了することや必要な期間だけ利用することを可能とし、本人が自分でできる領域を最大限残す新たな仕組みへの見直しが検討されている。

また、現行の3類型を廃止し「補助」に一本化することで、実際のニーズに応じた支援設計を可能とするなど、本人の尊厳により配慮された制度設計が見込まれている。

権利擁護制度全般の概要について、「成年後見制度」には、本人の判断能力に応じて家庭裁判所へ申立てを行い後見人等を選任する「法定後見制度」と、将来に備えあらかじめ任意後見人や委任事務を決めておく「任意後見制度」がある。一方、「日常生活自立支援事業」は、行政

手続の手伝いや日常的な金銭管理等を行う福祉サービスである。本人と社会福祉協議会との契約で開始されるため、「成年後見制度」とは異なり重要な法律行為は担えない反面、利用のハードルが低い。「日常生活自立支援事業」と「任意後見制度」の相違点は、法的な保護に基づくか否か、書面の形態、家庭裁判所が選任するか否かなどである。

市民後見人の養成については、本人と同じ目線で相談し合える寄り添い型の支援が期待でき、専門家とは別に、制度の担い手の選択肢として大変有益な存在になると考えている。本市では「成年後見制度利用促進計画」に基づき体制整備を進めており、市民後見人の養成講座の開催についても、先進自治体の事例等を参考にしながら検討を進めていく。

2回目の質問

国の制度見直しにより、制度を利用する方は少しずつ増えていくと考える。本市で現在、成年後見制度を利用している方は何人くらいいるか。

日常生活自立支援事業は社会福祉協議会が主体となって行うサービスだが、利用者の対象を決める際、状況の確認や判断能力の判定は誰が行うのか。また、利用料もかかるようだが、本市の利用料はいくらか。加えて、他市では生活保護世帯は無料

となっているようだが、本市も同じか伺う。

日常生活自立支援事業で受けられる内容は多く、一度に成年後見制度にいくのではなく、自分で判断できるうちから福祉サービスを利用して日常生活の自立を図ることは重要である。専門的な立場から見ると、制度への関わりはどのようなタイミングで進めていくのがよいか伺う。

最後に、市民後見人の養成講座について、上野原市では早くから取り組んでおり、後見制度や権利擁護などに関する多くの講座があった。近隣の事例を参考に本市としても実際に進めてほしいと考えるがどうか。

2回目の市民生活部長答弁

本市における成年後見制度の利用人数は、現時点で47名である。

日常生活自立支援事業の利用について、本事業は山梨県社会福祉協議会が実施主体となり、本市では、富士吉田市社会福祉協議会の専門員が利用者本人と面談し、生活状況の調査や支援計画の作成などを行い、利用契約を締結して開始される。利用料は現在1時間1000円であり、生活保護世帯に対しては無料で利用できる仕組みとなっている。

制度利用への関わりについては、認知症の高齢者や障害のある本人が判断能力に自信が持てなくなったと

き、または介護支援専門員など身近な専門職が必要と判断したときなどに、本人の考えが十分に尊重された上で、適切な時期に制度開始につなげられることが望ましいと考えている。

市民後見人の養成については、現在本市では体制整備と機能強化促進に向けた取組を進めているため、近隣自治体の事例等も参考にしながら検討を進めていく。

標題②

「無痛分娩の費用の助成」について

1回目の質問

本市の子育て支援策は妊娠前から母親に寄り添っており、子育ての大きなサポートとなっている。最近では、国や県が子育て支援の充実を図るとして、妊娠前から切れ目のない支援に力を入れており、その一つとして、国においても出産費用の無償化を進める方針が示された。私も出生率を上げるのに一番効果のある施策だと考える。

県内で無痛分娩ができるのは本市の市立病院だけである。昨年の7月からスタートしてまだ利用者は少ないと思うが、現在何人の方が無痛分

娩を選択されたか伺う。

無痛分娩は通常の費用に加え15万円程かかると聞いている。出産費用の無償化を唱える中で、東京都などいくつかの自治体でこの費用の半額負担をしている。東京都の調査では、無痛分娩を希望したが、選択しなかった理由として「費用が高い」「安全性が心配」などが挙げられていた。安全性の確かさが一番であるが、その上で、費用が助成されれば希望する方は増えると思う。

私が費用の助成をお願いする最大の理由は、「普通分娩を諦めかけていた方にも、無痛分娩なら出産を後押しできるのではないか。」と実際に無痛分娩をした方から話を聞き、確かにそのとおりだと思ったからである。出産という大仕事の少しでも力になるために、無痛分娩の費用の助成を考えてもらえないか。

1回目の市民生活部長答弁

富士吉田市立病院では、出産に対する不安軽減や安心安全な医療環境の提供を目的として、令和7年7月より県内初となる希望制の無痛分娩を開始しており、本年1月末までの実績は7件となっている。

この無痛分娩の実施に当たっては麻酔科専門医の配置等が必要となるため、通常の分娩費用に加え15万円の費用負担をいただいている。この

費用に一部自治体などで助成が開始されていることは承知しているが、全国的に無痛分娩に対して独自の公費助成を行っている自治体は極めて少数に留まっているのが現状である。

分娩方法には自然分娩、無痛分娩、帝王切開など多様な形態があるが、これらはいくまで妊婦本人や家族の意思、または医学的判断に基づき選択されるべきものである。特定の分娩方法に対してのみ公費を投入することは、自治体が特定の出産方法を推奨しているかのような誤解を招くおそれがあり、慎重な判断が必要であると考えている。

しかしながら、通常の分娩が医学的に困難な方もおり、安全な出産のために無痛分娩が適したケースもあることから、支援の方法については更なる調査を要するものと認識している。

本市のこども・子育て支援策は、「必要な方に、必要な支援を届ける」という考えに基づき実施している。したがって、無痛分娩への助成の在り方についても、現在国が検討を進めている出産費用の無償化の動向を注視しつつ、調査・研究していく。



令和8年第1回臨時会 議案等審議結果

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果	
議案第1号	令和7年度富士吉田市一般会計補正予算(第9号)	1/16即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

令和8年第2回定例会 議案等審議結果

(賛成○ 反対● 退席◆ 除斥◇ 欠席△ 賛成討論者☆ 反対討論者★ 当選者□)

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果	
報告第1号	専決処分報告について(令和7年度富士吉田市一般会計補正予算第10号)	2/27報告													議長								承認	
報告第2号	専決処分報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	2/27報告													議長								承認	
報告第3号	専決処分報告について(令和7年度富士吉田市立病院事業会計補正予算第1号)	2/27報告													議長								承認	
議案第2号	令和8年度富士吉田市一般会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	○	議長	○	○	○	☆	○	○	○	○	可決
議案第3号	令和8年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算	予算特別	○	○	○	☆	○	○	○	○	○	○	★	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第4号	令和8年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	★	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第5号	令和8年度富士吉田市介護保険特別会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第6号	令和8年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第7号	令和8年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第8号	令和8年度富士吉田市立病院事業会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第9号	令和8年度富士吉田市水道事業会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第10号	令和8年度富士吉田市下水道事業会計予算	予算特別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第11号	富士吉田市立コミュニティセンター等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第12号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第13号	富士吉田市宿泊税条例の制定について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第14号	道の駅富士吉田の設置及び管理に関する条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺利彦	戸田元	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	小俣光吉	前田厚子	勝俣大紀	秋山晃一	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	藤原栄作	伊藤進	渡辺将	藤田徹	滝口晴夫	藤井義房	審議結果	
議案第15号	富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第16号	富士吉田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第17号	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第18号	富士吉田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第19号	富士吉田市子ども・子育て会議条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第20号	令和7年度富士吉田市一般会計補正予算（第11号）	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第21号	令和7年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第22号	富士吉田市公平委員会委員の選任について	3/23即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第23号	人権擁護委員の推薦について	3/23即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	同意

編集後記

富士吉田市議会だより第173号をお届けいたします。

日々の暮らしの中で物価高騰の影響が続き、市民の皆様には厳しい生活環境となっております。このような状況だからこそ、議会として市民生活を守る施策の重要性を痛感しております。

3月定例会では、令和8年度予算について慎重な

審査を行い、市民の皆様の暮らしを第一に考えた予算となるよう議論を尽くしてまいりました。

こうした議論の様子は、本会議や常任委員会であれば、どなたでも傍聴することができます。市民の皆様には、こうした生の議論をぜひご覧いただければと思います。皆様の傍聴を心よりお待ちしております。
(前田 厚子)

議会だより編集委員会

- 委員長 宮下 宗昭
- 副委員長 渡辺 利彦
- 委員 渡辺 幸寿／前田 厚子／藤原 栄作／藤田 徹



富士北麓広域市町村圏正副議長会議主催による議員合同研修会が富士吉田市民会館3階小ホールにて開催されました。立命館大学政策科学部教授、総務省経営・財務マネジメント強化事業アドバイザーの森裕之氏を講師に、「財政審査の基礎知識」と題しての講演があり、有意義な研修となりました。

富士北麓広域市町村圏正副議長会議
議員合同研修会

令和8年2月6日

「日本の政治、何が起きているのか」をテーマに講演が開催され、一日を通して、議員としての見聞を広げました。



山梨県市議会議長会議主催による議員合同研修会(後期)が昭和町のアピオ甲府にて開催され、静岡県藤枝市理事兼人材育成センター長の山梨秀樹氏を講師に、「未来をたくましく生き抜く！自治体の言葉力」をテーマに講演が開催されました。

また、同日午後には、(公財)山梨県市町村振興協会主催の自治講演会が山梨県立文学館にて開催され、朝日新聞コンテンツ政策担当補佐役・前政治部長の林尚行氏を講師に、「日本の政治、何が起きているのか」をテーマに講演が開催され、一日を通して、議員としての見聞を広げました。

令和7年度山梨県市議会議長会議
議員合同研修会(後期)・第41回山梨
県市町村自治講演会

令和8年2月10日



富士吉田市議会のホームページはこちらのQRコードからご覧になれます。ぜひご活用ください。



※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

年4回 市内全域配布

ふじよしだ議会だより
企業広告大募集!

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市議会事務局
☎0555-22-0612(直通)

ほけんの 荒井

AIG

東京海上日動

荒井損害保険企画

富士吉田市松山5丁目

有料広告